

2026年4月1日

団体年金事業部

## 国民年金基金規則等の一部を改正する省令の公布について

3月27日（金）に、「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」（厚生労働省令第48号）が公布されました。施行日は4月1日となっています。

### ○国民年金基金規則等の一部を改正する省令

<https://www.kanpo.go.jp/20260327/20260327g00071/20260327g000710213f.html>

これは、1月30日付でパブリック・コメントに付されていた改正について、内容が確定し公布されたものです（企業年金に関連する主な改正内容は以下）。

#### <主な改正内容>

- ・ 機構保存本人確認情報の提供を受けることができるDBの受給権者等が死亡した場合、死亡日から7日以内に戸籍法による死亡の届出を行う場合には、DBの事業主等への死亡の届出を省略できる。
- ・ 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）の対象となる中小事業主に使用されるiDeCo加入者が、別の事業所の企業年金の加入者となっている場合、当該中小事業主にその旨を申し出なければならない。
- ・ 企業型DC加入者掛金が事業主掛金を超えてはならない規定が削除されたことを踏まえ、2026年4月1日から2026年11月30日までの間、「企業型DC加入者掛金を、事業主掛金を超えるように初めて引き上げる」場合は、企業型DC加入者掛金の変更回数の例外とする。

また、本件に関するパブリック・コメントの結果は、以下の通りです。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=495250401&Mode=1>

#### 【ご参考】

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2141>

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令等の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2123>

年金制度改正法の公布について

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2043>

【シ・企業年金レポート】年金制度改正法案における私的年金の改正事項

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2031>

以上